

現代日本語の命令形について

— 日本語学習者の習得と意識 —

小野 正樹

1. はじめに

日本語の命令形はどのような状況で使われるだろうか。日本語教育の初級レベルでは上位者—下位者の観点から導入されることが多いが、現実にはそうした上位者—下位者の関係で用いられるだけではなく、(1)のように「行く」の命令形「行け」が親しい友人関係でも使用されている。

(1) 僕は、ずっとお笑い志望。小学校から「お前吉本行けよ」って言われてた。

『東京読売新聞』2009/10/07

本研究では初めに命令形の名称に関する先行研究を紹介し、現代日本語の用法を観察する。観察にあたってはメタ言語的な分析方法を用い、教育方法にも有益な記述を試みる。その上で日本語学習者の命令形の使用例から、命令形に対する意識を追究する。

2. 日本語「命令形」について—命令形の名称と考え方—

命令形とは何か。東条義門『和語説略図』(1833)では「希求言」、田中義廉『小学日本文典』(1874)では「命令形」、大槻文彦『広日本文典』(1897)では「命令法」、松下大三郎『標準日本文法』(1928)では「放任形」、佐久間鼎『日本語の特質』(1941)「条件形」、三上章『現代語序

説』(1972)では「命令法」とされているように、研究者によって捉え方や名称が様々である¹⁰⁾。学校教育の国語科では命令形とされているが、この「命令」という用語は『広辞苑 第六版』(岩波書店)では、以下のように説明されている。

「命令」についての国語辞典の記述

- ①上位の者が下位の者に言いつけること。また、その内容。
- ②国の行政機関が制定する法の形式。法律を実施するため、または法律の委任をうけて制定される。政令・内閣府令・省令および各外局で発する規則(公正取引委員会規則など)、並びに人事院規則・会計検査院規則など。
- ③行政機関が特定人に対し義務を課する具体的な処分。処分命令。
- ④上司が職務に関し部下の職員に命ずること。職務命令。
- ⑤裁判長や裁判所の機関たる裁判官が、その権限に属する事項についてなす裁判の一種。

『広辞苑 第六版』(2008)

①に示されているとおり、「命令」という語は日常語彙では上位者一下位者という関係で用いられることが多く、②から⑤までの説明も命令する話者と命令される聴者の間で一方的な指示の流れとなっている。そのため命令形という名称も「命令」という語彙的な意味のために、話者が社会関係において権威などを持った上位者が予想されるものとなっていないか。実際に日本語教育の初級レベルで命令形を扱うと、「いつ使いますか」という問いがされたり、また先輩が後輩に使う表現と理解している学習者も多い。果たして「命令」という名称が現代日本語の文法機能から見て、適切な文法用語であろうか。

そもそもこの命令形という名称は命令文(Imperative Sentence)の概念を翻訳したものである。西洋文法では命令文を平叙文(Declarative

Sentence), 疑問文 (Interrogative Sentence), 感嘆文 (Exclamatory Sentence) と並ぶ範疇とされる。区別する理由として, 平叙文と疑問文にはテンスの分化があるが, 感嘆文や命令文では持たないこと, また感嘆文では聴者への働きかけをもたないことから, 1つの範疇と考えるのである。「彼女が来る」という命題内容から説明したい。

テンスの分化は平叙文, 疑問文でも表わされ, (2) (3) に示すように「来ます」と「来ました」で区別される。

- (2) a 彼女が来ます。
b 彼女が来ました。
- (3) a 彼女が来ますか。
b 彼女が来ましたか。

平叙文と疑問文の違いは聴者への働きの有無であり, 疑問文では聴者は回答する立場になる。しかし, 過去時制の命令は論理的に考えられない。

- (4) 来い。

「来る」の過去時制表現は「来た」だが, 過去時制の命令形はできない。

- (5) 彼女が来るなあ。

また, 感嘆文は現在の話者の感情を示すものである。命令文との違いは, 感嘆文では独和形式もあり得るが, 命令形では聴者の存在が必要なことである。

3. 本研究の考え方

命令形は話者が聴者に何らかの行為を要求する機能を担った活用形式である。話者と聴者のいずれに行為を遂行する選択権があるかは、論理的に考えると以下の3通りが考えられよう。不等号は開いている方が当該行為を行う強い選択権があることを、等号は力関係が同じであることを示している。

i 話者 > 聴者

ii 話者 = 聴者

iii 話者 < 聴者

i は話者に聴者よりも強い行為選択権があり、聴者に選択の余地を与えない場合である。そのため話者が聴者に対し強制力をもった行為要求となる。反対に iii は話者が聴者に行為要求しても聴者に行為選択権があり、結果として話者は聴者に行為を勧めたり、あるいは紹介する助言・希求的なものとなる。その中間にあるものが ii で、話者がその行為を許容し、かつ聴者に行為の選択権がある許可・放任的なものである。Leech (1987) で端的かつ明瞭に定義されている語用論の定義を引用する。

意味論の目的 What does X mean ?

語用論の目的 What did you mean by X ?

命令形の形式を用いて話者は何を聴者に伝えようとしているのか、それを明らかにするのが本研究の目的である。

本研究の目的 What did you mean by “X = Imperative Form” ?

説明に当たり高次推意（スペルベル・ウィルソン 1987）を用いたい。高次推意とは明示的でない発話内容からメタ的に解釈する行為である。コミュニケーションにおいては必ずしも明示的でない主観的な話者の態度などを理解することは必要な能力である。括弧「」で示した表現がメタ解釈である。

- i 話者 > 聴者 義務：「～なければならない」、「～なさい」
- ii 話者 = 聴者 許可・放任：「～でもいい」
- iii 話者 < 聴者 助言・希求：「～の方がいい」

以下に「食べる」を用いた実例で説明したい。はじめは i の用法である。

- (6) 幼少の頃に「今日のごはんは？」と聞くと「黙って出された物を食べる」と叱責を受けた記憶だけが残っている。

『北國新聞』2009/02/16

(6) は「食べなさい」とパラフレーズできる。この範疇は道路標識に見られる「止まれ」のように行為が義務づけられたものもある。

次に ii の例である。

- (7) その年の秋、集団疎開していた兄と姉が帰ってくるのを母と迎へに行った。兄は、「これを食べる」と大ぶりの柿をくれた。疎開先から頂いたおみやげだった。

『朝日新聞』2008/12/10

兄は妹に柿を提供しただけで、食べることを強要してはいない。「食べる」という形式を用いながらも、「食べてもいい」といった許可に近いも

のとなっているのである。次にiiiの用法を挙げる。

- (8) 開高健がこんなことわざを披露しています。「一時間幸せになりたかったら酒を飲め、三日間幸せになりたかったら結婚しろ、一週間幸せになりたかったら豚を殺して食べろ、一生幸せになりたかったら釣りを覚えろ」。

『週刊エコノミスト』2008/12/23, pp. 58-59

(8) は「食べた方がいい」といってパラフレーズでき、強制が認められるものではない。あくまでも聴者が行為を勧める立場で述べたものである。

このように「食べろ」という形式でも話者の発話意図が異なることがわかる。コミュニケーションの観点から述べれば、同じ命令形で表されても、聴者には高度な日本語処理力、換言すればメタ言語的に解釈することが求められよう。

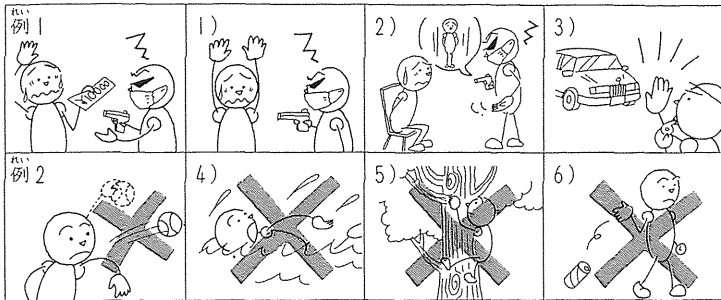
上記の分析から命令形の機能を考えると、1つは(6)のように上位者と下位者の関係で発話されるものである。命令をすることは相手がそれに応じる場合、時間や手間をかけることになり、また相手の領域に踏み込むことになる。したがって、相手の消極的フェイスを脅かす。そこでは自分の領域を他者に邪魔されたくないという消極的フェイス(negative face)を脅かすフェイス脅かし行為(face-threatening act: 以下, FTA)となる²⁰。一方、(8)では消極的フェイスを脅かすFTAとは考えられないだろう。むしろ、親しい関係で他者に受け入れられたい、好かれたいという欲求で、積極的フェイス(positive face)である。こうした違いがあっても同じ言語形式で表現できる性質は、命令というよりは希求的な話者の態度を示す用法と考えたい。

4. 日本語教育における命令形

4.1. 教科書の導入例

日本語の教科書ではどのような命令形の導入，練習方法になっているか，初級教科書を見てみよう。『みんなの日本語』（スリーエーネットワーク）と『Situational Functional Japanese』（凡人社）を取り上げる。命令形は『みんなの日本語』第33課で取り上げられ，次の練習内容となっている。

1. 例1： → 釜を だ 出せ。
 例2： → ボールを 投 げるな。
 1) → 2) → 3) →
 4) → 5) → 6) →



〈図1〉『みんなの日本語』第33課

言語形式の定着をねらった練習問題で，求められる答えとしては，1)「手をあげろ」，2)「立て」，3)「止まれ」，4)「泳ぐな」，5)「登るな」，6)「ゴミを捨てるな」だが，こうした発話とはどのような状況で学習者が行えるものだろうか。1)と2)のような強盗に遭う状況はともかく，日常生活で3)から6)の表現を直接言われた場合には，聴者はかなり不快な思いをするのではないと思われる。

次に『Situational Functional Japanese』では，Lesson 15で次のよう

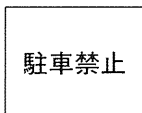
左へ曲がる



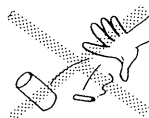
→ A: これはどんな意味ですか。

B: 左へ曲がれという意味です。

1. 車を止めない



2. ごみをすてない



〈図2〉『Situational Functional Japanese』 Lesson 15

な練習問題が出されている。求められる解答は「車を止めるな」「ゴミをすてるな」の、引用形式の練習⁽³⁾となっており、上位者と下位者の対話ではない状況が示されている。

聴者への直接禁止表現とはなっていないとしても、両者とも命令形の発想としては、2節で見た『広辞苑』の記述では②に相当し、上位者と下位者の関係が読み取れるものである。こうした命令形の表現は理解表現として必要なこともあるが、話者が積極的に発話する生産性のあるものではない。では、命令形はどのような状況で発話されるものだろうか。あわせて、命令形についての日本語学習者の語感についての調査を行った。

4.2. 日本語学習者に対する調査

4.2.1. 目的

日本語能力の評価基準として統語的に正確な文が生成できているかで判断することがしばしばある。しかし、機能的な面から言えば、通常の会話において話者と聴者の間で起こりえるコミュニケーション上のトラブルは、統語的に誤りを含む文ではなく、統語的には正しい文でも語用論的に問題のある発話をされた場合が多い。依頼を例に挙げたい。

(9) 電車の中で携帯を使うな。

この文はどのような状況で使用可能だろうか。現実場面では車内に乗り合わせた人に対して、このような直接的な表現をとらず、次のような状況提示型の表現が用いられることが多いのではないか。

(10) 車内での携帯利用は禁止なんです。

(9) のように直接依頼形式で発話を行うと、聴者に不快な思いをさせる危険性がある。そのため実際の言語運用能力を伸ばそうと考えた場合、統語的に正確な文を生成する文法能力だけではなく、状況・機能に応じた適切な文を生成できる能力が必要で、依頼、断り、反対する、不満を述べるなどの FTA を含む発話の適切な文の運用能力の育成を目指す必要がある。

4.2.2. 調査内容

本調査は以下の状況でどのような発話を行うかを紙面回答で依頼した。

調査A 友人に台所に入らないで欲しいと伝える。

調査B 教室でタバコを吸っている人に対して、吸わないで欲しいと伝える。

調査C 車内で自分の鞆を触る人に対して、触らないで欲しいと伝える。

被依頼者は筑波大学留学生センターで日本語を学ぶ日本語中級レベル73名、上級レベル26名と、日本語母語話者30名である。以下が出身国と人数である。

調査の前提として、調査Aは聴者が友人というイングループで親的な

〈表1〉出身国別調査被依頼者（数値は人数）

中級レベル：73名
アメリカ (7) イスラエル (1) イタリア (1) ウクライナ (1) ウズベキスタン (1) エジプト (2) カザフスタン (2) 大韓民国 (4) スロベニア (1) タイ (4) 台湾 (2) 中国 (37) チュニジア (1) ハンガリー (1) バングラディシュ (1) フィジー (1) フランス (1) ペルー (1) ベラルーシ (1) マレーシア (1) リトアニア (1) ルーマニア (1)
上級レベル：26名
インドネシア (1) オーストラリア (1) ウズベキスタン (1) カザフスタン (3) 韓国 (3) スリランカ (1) 台湾 (4) 中国 (12)
日本語母語話者：30名
筑波大学で日本語・日本文化を専攻とする学部生

人間関係を，調査Cでは面識のないアウトグループで疎的な人間関係を想定した。調査Bでは教室という状況で親とするか，疎とするかは実験協力者により異なる予想した。1節(1)で見たように命令形が親しい関係で用いられることもあり，親疎の対立から表現に異なりがあるかの意識調査を行ったわけである。

4.2.3. 分析方法—発話行為の分類—

3種の状況で話者が自分の発話意図を実現するために，どのような表現形式を用いているのか。本調査で現れた発話行為の分類は以下の通りである。

- (11) 台所には入らないでね。…………… ①行為要求Ⅰ
- (12) 部屋でゆっくり休んでね。…………… ②行為要求Ⅱ
- (13) なにしてるの。…………… ③回答要求
- (14) かばんを触っているんですが…………… ④注目喚起要求
- (15) ちょっと散らかってるから。…………… ⑤状況提示

- (16) 台所に入らないほうがいいよ。…………… ⑥思考提示
 (17) 家の料理が少くないので、ご飯は外で
 食べていいですか。…………… ⑦代案提示
 (18) (何も言わないで、離れる。)…………… ⑧非言語

行為要求を本研究では2種類に分ける。①行為要求Ⅰは話者の発話意図内容(「台所に入らない」「タバコを吸わない」「鞆を触らない」ことを聴者に要求すること)を、発話意図内容が表す動詞を用いて発話するものである。表現としては「台所に入らないで欲しい」「タバコを吸わないで欲しい」「鞆を触らないで欲しい」のように明示的に伝えるものである。②行為要求Ⅱは話者の意図を伝える際に、聴者に①とは異なる動詞表現を用いて、発話意図内容とは異なる動作を求めたものである。行為要求は聴者への働きかけのある発語内行為の実現を求める明示的な言い方である。

また、要求タイプには③回答要求と④注目喚起要求も見られた。③回答要求は聴者に受託か拒否か、あるいは疑問詞を用いて問いかけるものである。④注目喚起要求は回答は求めないが、聴者に当該行為に関して思考することや関心を向けるよう求めたものである。

上記要求型に対して、提示という方法も多く見られる。両者の異なりは要求が聴者に言語的、あるいは行為的な活動を求めるのに対し、提示はその言語内容から聴者が関連性(スペルベル・ウィルソン (ibid))を読み取ることを求めたもので、直接性が薄い。⑤状況提示は依頼内容に関わる空間や時間について説明したもので、例えば台所に入らないで欲しいことを伝える際に、「ちょっと散らかってるから。」という台所の状況を述べて、聴者に話者の発話意図を推論することを求めるものである。⑥思考提示は話者の個人的意見を聴者に伝えるもので、強制的に聴者に行為を求めるものではない。⑦代案提示は異なる可能性を示したものである。

⑧非言語とはこうした状況では発話をせず、その場を離れたり、体の向きを変えるなどの非言語行動である。

なお、分析上こうした発話行為が、1つの回答中に複数回答されたものもあった。

(19) 台所はちょっとかたづけていないから、ここで待っていてもいい？

(19) の例では、「台所はちょっとかたづけていない」という⑤状況提示と、「ここで待っていてもいい？」という③回答要求が連続して現れている。本調査はそれぞれ数えたため、合計が被依頼者よりも多くなっている。

上記の分析は、明示性の観点から見ると、要求型が明示的であり、提示型が非明示的となり、推論を働かせる必要性が高くなっている。上記をまとめたものが表2である。

〈表2〉発話行為のタイプと性格付け

	要求型	提示型	非言語型
話者側の発話の明示性	強	弱	無
聴者側の推論の必要性	なし	あり	あり

4.2.4. 回答の集計

表3は今回得られたデータを筆者の判断で各発話行為別にまとめ、現れた実数と割合を%で示したものである。

〈表3〉発語行為の分類と回答数（数値は実数と括弧は%を表す）

	中級レベル			上級レベル			日本語母語話者		
	調査A	調査B	調査C	調査A	調査B	調査C	調査A	調査B	調査C
① 行為要求Ⅰ	52 59.8%	51 63.8%	53 66.3%	16 26.2%	18 30.0%	13 23.6%	16 26.2%	5 8.1%	6 9.4%
② 行為要求Ⅱ	5 5.7%	0 0.0%	10 12.5%	11 18.0%	12 20.0%	7 12.7%	11 18.0%	6 9.7%	13 20.3%
③ 回答要求	0 0.0%	1 1.3%	8 10.0%	9 14.8%	4 6.7%	6 10.9%	9 14.8%	3 4.8%	6 9.4%
④ 注目喚起要求	0 0.0%	0 0.0%	3 3.8%	4 6.6%	3 5.0%	2 3.6%	4 6.6%	2 3.2%	5 7.8%
⑤ 状況提示	14 16.1%	15 18.8%	2 2.5%	12 19.7%	13 21.7%	15 27.3%	12 19.7%	25 40.3%	10 15.6%
⑥ 思考提示	8 9.2%	3 3.8%	0 0.0%	5 8.2%	6 10.0%	10 18.2%	5 8.2%	12 19.4%	5 7.8%
⑦ 代案提示	8 9.2%	10 12.5%	0 0.0%	4 6.6%	4 6.7%	0 0.0%	4 6.6%	9 14.5%	0 0.0%
⑧ 非言語	0 0.0%	0 0.0%	4 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	19 29.7%
合計	87	80	80	61	60	55	61	62	64
平均	10.88	10.00	10.00	7.63	7.50	6.88	7.63	7.75	8.00
標準偏差	16.23	16.34	16.59	4.92	5.74	5.11	4.92	7.45	5.48
分散	263.36	267.00	275.25	24.23	33.00	26.11	24.23	55.44	30.00

4.2.5. 傾向

分散から見ると、全体的な傾向として中級レベルのばらつきが上級レベルや日本語学習者と比べて、非常に多いことがわかる。中級レベル話者では調査のA, B, Cを通じて、すべてに①行為要求Ⅰが多く5割を超えているが、日本語母語話者では調査BとCで少なくなっている。また、日本語母語話者で注目したい項目は⑧非言語で、調査Cでは29.7%に上り、日本語学習者とは異なる結果となっている。

【傾向1】日本語学習者、特に中級レベルでは調査A、B、Cを通じて
①行為要求Iが多い。

【傾向2】日本語母語話者では、調査Cで⑧非言語が多い。

要求、提示のタイプの点から見ると、①行為要求Iは中級レベルでは調査Cに多いが、日本語母語話者ではAに多くなる傾向がある。また、提示タイプを見ると、日本語母語話者では調査Bに多くなっている。

【傾向3】①行為要求Iは中級レベル日本語学習者では疎の関係の調査Cに多く、日本語母語話者では親の関係の調査Aの数値が高い。

【傾向4】②行為要求IIについては、日本語学習者は日本語母語話者と比べて少ない結果となっている。

【傾向5】提示タイプは日本語母語話者の特に親か疎か回答者により判断が異なる調査Bで、⑤状況提示が高い数値となっている。

【傾向5】を解釈すると、⑤状況提示は親でも疎でも用いられる表現と言えよう。親疎を問わず、非明示的な表現が多用される傾向がある。また、中級レベル学習者は、上級学習者および日本語母語話者と異なり、分散の数値が大きい。日本語母語話者のデータを概観すると、回答された表現のバリエーションが少ない。これは定型化という特徴である。一方、中級学習者には母語の影響からか、あるいは、日本語表現に対して上級学習者に比べて接触頻度が少ないこともあり、個人の表現が保持されていて、バリエーションが豊かであった。しかし、上級学習者では日本語母語話者に近い日本語感が獲得されて、日本語母語話者と類似した傾向が多くなり、定型化表現の使用が増えている。

4.3. 命令形の使用状況

4.3.1. 日本語母語話者の命令形の使用状況

日本語母語話者のデータを概観すると、調査Aでは「入らないで」「入らないでね」のようなテ形の使用、調査Cでは「ていただけます(か)?」「てくれませんか?」が多く見られたが、命令形については、男性の回答で調査Aだけに見られた。命令形の使用方法については、1) 終助詞「よ」との共起、2) 補助動詞「くれる」の活用を特徴としている。

(20) 台所に入るなよ。(男性日本語母語話者3名)

(21) (頼むから) 台所には行かないでくれ。(男性日本語母語話者2名)

4.3.2. 日本語学習者の命令形の使用状況

調査A, B, Cの丁寧度の異なり意識の傾向は2タイプに分けられる。表現形式から丁寧さを見ると、調査A<調査B<調査Cと丁寧さが増していくグループと、調査C<調査A<調査Bと、調査Cでは丁寧さが見られないグループである。前者の例(22)をグループIとし、後者の例(23)をグループIIとする。

(22) グループI

調査A: 台所に入るな。

調査B: 外でタバコを吸ってください。

調査C: すみません、かばんを触っているんですが…

(中級レベル アメリカ人学習者)

(23) グループII

調査A: 台所に入らないでね。

調査B: ここにタバコを吸わないでください。

調査C: 私のかばんを触るな

(中級レベル 中国人学習者)

ここで注目したいのは、男性の中級アメリカ人学習者7名のうち5名にグループⅠの回答傾向があったことで、中国人学習者には見られず、グループⅡにはアメリカ人学習者が見られなかった点である。

調査A

- (24) 台所に行くな。(アメリカ人学習者3名)
- (25) 台所に入るな。(アメリカ人学習者2名, 台湾人学習者1名)
- (26) 台所に入んなよ!(韓国学習者1名)
- (27) おい!うちの台所に入るな!(ベラルーシ人学習者1名)

調査B

- (28) 触るな。
(中国人学習者18名, 台湾人学習者1名, ウズベキスタン人学習者1名)
- (29) 私のかばんを触るな。(エジプト人学習者1名)

この調査から中級アメリカ人学習者は命令形を、遊びに来た友人という親の関係の人に対して使う傾向があり、中級中国人学習者では無礼な人の場合に初対面で疎の関係の人に使う意識があることが窺える。命令形をアメリカ人学習者は積極的フェイスとして、中国人学習者は消極的フェイスとして捉えている傾向がある。

5. まとめ

命令形に焦点を当て、話者が聴者に何らかの行為を要求する表現について観察を行った。本研究の第1の主張は日本語の語彙的な意味を持つ「命令」という名称を含んだこの文法形式は、命令というよりも希求形の方が適切であることを強調したいことである。理由として、日本語の命令形の実例を高次表意に解釈すると、命令という考え方は整理しきれない用法があり、フェイスの観点からも消極的と積極的の両者があるこ

とから、上位者一下位者の関係のみでの使用ではないからである。親の
関係と疎の関係で、聴者への FTA が異なり、一方的な「命令」という
用語では使用領域を満たすことはできない。2つ目の主張は日本語学習
者の意識としての命令形である。中級レベルでは明示性の強い命令形を
アメリカ人では親の関係に使えると判断した学習者が多く、中国人学習
者には疎の関係に使うと考える学習者が多くいたことは、各母語の文法
形式に則って文法解釈を行っている可能性が高い。今後は母語話者別に
データの観察を行うことが必要だと思われる。

付記 本稿は科学研究費C「コミュニケーションのための日本語教育」
文法の「体系的記述（代表 小野正樹 課題番号 21520523）の研究成果
の一部で「文明のクロスロード6 —ことば・文化・社会の様相—」
（2008年9月15日 ウズベキスタン タシケント国立東洋学大学）での発
表を基にしている。

注

- (1) 詳細は坪井（1993）を参照されたい。
- (2) FTA とは「相手の面子（face）を脅かす可能性のある“face-threatening acts” フェイス脅かし行為で、これを回避することが円満な人間関係を維持するための方略だと考えられている（詳細については、山岡・牧原・小野（2010）で扱っている）。
- (3) このタイプの出題は、『みんなの日本語』にも見られる。

参考資料

- 井出祥子（1986）『日本人とアメリカ人の敬語行動—大学生の場合—』、
南雲堂
- 尾崎喜光（2005）「依頼行動と感謝行動の〈関係〉に関する日韓対照」
社会言語科学第8巻第1号、社会言語科学会

- 小野正樹・山岡政紀・牧原功（2009）「『かもしれない』の談話機能について」、『中日理論言語学論文集』，北京大学
- 小野正樹（2010近刊）「コミュニケーションのための文法—語用論の観点から，日本語教育文法を見直す—」，砂川有里子・加納千恵子・一二三朋子・小野正樹編，『日本語教育研究入門—大学院で日本語・日本語教育を研究する人のために—』，くろしお出版
- 佐々木倫子（1995）「依頼表現の対照研究—英語の依頼表現—」、『日本語学』14（11），明治書院
- 坪井美樹（1993）「平安時代における「命令形」の成立」、『文藝言語研究. 言語篇』，筑波大学 文芸・言語学系
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹（2010）『コミュニケーションと配慮表現—日本語語用論入門—』，明治書院
- リーチ，ジェフリー・N（1987）『語用論』，紀伊國屋書店
- 和田由里恵・堀江薫・北原良夫・坂本啓（2008）「日本語学習者の依頼におけるポライトネスストラテジー—日本語学習者の母語と日本語の比較—」、『東北大学高等教育開発推進センター紀要』3，pp. 293–300，東北大学高等教育開発推進センター
- Brown, Penelope and Stephen C. Levinson (1987) *Politeness*. Cambridge: Cambridge University Press.

参考資料

- 『朝日新聞』2008/12/10
- 『広辞苑 第六版』，岩波書店
- 『週刊エコノミスト』2008/12/23，pp. 58–59
- 『東京読売新聞』2009/10/07
- 『みんなの日本語』，スリーエーネットワーク
- 『北國新聞』2009/02/16
- 『Situational Functional Japanese』，凡人社

【キーワード】 発話行為理論 ポライトネス 希求表現 親疎

On Imperative Form in Modern Japanese Grammar:
Its Acquisition and Recognition
by Japanese Language Learners

ONO Masaki

Imperative form in Japanese grammar is considered to be mainly used by people at superior positions towards their subordinates. The analysis of Japanese dialogues, however, shows that it is mainly used by people of the same status. In this paper, the usage of imperative form is analyzed by means of sentence paraphrasing technique, from the viewpoint of Speech Act Theory. Furthermore, the recognition of imperative form by Japanese language learners and Japanese students is compared.

【Keywords】

Speech Act Theory, politeness, request expressions, inter-group relations